

下請セーフティネット債務保証事業について

制度の概要

下請セーフティネット債務保証事業とは、小金井市（以下「市」という。）の公共工事を受注・施工している中小・中堅元請企業が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を事業協同組合等に譲渡することにより、同組合等から運転資金を調達することができる制度です。

事業協同組合等が金融機関から融資資金を調達する際に、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うため、中小・中堅元請企業へ低利な運転資金を提供することができます。

本制度により中小・中堅元請企業は、工事の施工過程で、下請企業への工事代金の支払等を目的とした低利率の資金融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

※事業協同組合等…中小企業等協同組合法に定める事業協同組合、または民法上の公益法人である建設業協会等団体で振興基金から債務保証を認められた者

※財団法人建設業振興基金…建設業の振興に寄与することを目的として、昭和50年に国と建設業者団体等からの拠出によって設立された公益法人

利用できる請負企業

- 1 財団法人建設業振興基金に出えんしている事業協同組合等に参加している企業
- 2 市と工事請負契約を締結し、現在工事施工中の企業

対象工事

- 1 請負金額が1,000万円以上の建設工事
- 2 工事の進捗率が全体のおおむね50パーセント以上の工事
- 3 債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事又は工期が複数年度に渡り債権譲渡の承諾に係る年度内に完了することが見込まれる工事

4 次の事項のいずれにも該当しないこと。

- (1) 債権譲渡の承諾申請時において履行期限まで2週間に満たない場合
- (2) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
- (3) 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要とする場合
- (4) その他、請負事業者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

対象となる組合等

財団法人建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合、建設業団体等

債権譲渡の承諾・契約

- 1 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること
- 2 財団法人建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合等と債権譲渡契約を締結すること
- 3 市から債権譲渡の承諾を得ること

手続きの流れ

- 1 制度の利用を希望する建設業者（元請）は、事業協同組合等との間で、市の承諾を停止条件とする債権譲渡契約を締結します。
- 2 元請企業と事業協同組合等の連名で、市に債権譲渡承諾の申請を行います。
- 3 これに対し、市は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行います。
- 4 債権譲渡が承諾されたときは、事業協同組合等は、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関から借入れを行います。
- 5 事業協同組合等は、元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で融資を行います。
- 6 元請企業は、事業協同組合等から借り受けた資金を、下請代金として一次下請業者に支払います。
- 7 市は、債権譲受人である事業協同組合等に対して工事代金を支払います。
- 8 事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を清算の上、残額があれば元請企業に返還します。

※ 元請企業が倒産した場合は、事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業

に貸し付けた金額を清算の上、債権譲渡契約に基づき、下請保護方策を講じます。

提出書類

(債権譲渡承諾の申請時)

- 1 債権譲渡承諾依頼書 (3通)
市様式 (様式第1号一表裏1枚で作成すること)
- 2 債権譲渡契約書の写し (1通)
国土交通省様式 (事務取扱官房課長通知様式3-①又は3-②)
- 3 工事履行報告書 (1通)
国土交通省様式 (事務取扱官房課長通知様式1)
- 4 債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書 (各1通)
発行日から3ヶ月以内のもの
- 5 履行保証人の承諾書 (1通)
履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合
- 6 財団法人建設業振興基金の債務保証承諾書の写し (1通)
- 7 委任状 (1通)
請負者と債権譲受人が共同で持参できない場合
(融資実行後)
- 8 融資実行報告書 (1通)
国土交通省様式 (事務取扱官房課長通知様式5)
(契約変更・解除時)
- 9 工事代金債権計算書 (1通)
市様式 (様式第5号)

※ 写しを提出するものは、提出時に原本を提示する必要があります。